

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱（改正案）

平成16年7月1日
改正 平成17年10月1日
改正 平成18年11月1日
改正 平成19年4月1日
改正 平成22年4月1日
改正 平成23年4月1日
改正 平成24年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成28年4月1日
改正 令和3年3月31日
改正 令和4年4月1日

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の区域内における中小企業等の研究開発、製品開発等の促進を図り、本市の産業の活性化と発展に寄与するため、中小企業等が利用する新事業創出型事業施設内の賃貸室（以下「賃貸室」という。）の入居に要する経費（以下「賃借料」という。）の一部に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象となる新事業創出型事業施設）

第2条 前条に掲げる新事業創出型事業施設は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する次に掲げるものとする。

- (1) 京都大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ（北館）」
- (2) 京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」
- (3) 京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ（南館）」

（交付の対象）

第3条 補助金は、施設の運営主体の入居審査を経て、前条各号に掲げる施設の賃貸室に入居する個人又は団体のうち、同条第1号に掲げる施設については別表第1に、同条第2号に掲げる施設については別表第2に、同条第3号に掲げる施設については別表第3に掲げる者及び市長が特に必要と認める者（以下「補助事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において交付する。

2 補助対象経費は、補助事業者が賃貸室の入居に係る賃貸借契約に基づいて支払う賃借料相当額とする。この場合において、賃借料相当額は、敷金、消費税及び地方消費税相当額を除き、共益費は含んだ額とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、前条第2項で定める補助対象経費について、別表第1、別表第2又は別表第3に掲げる額に、賃貸室の面積（一の補助事業者について、100平方メートルを限度とする。）を乗じて得た額とする。ただし、補助金の額の計算については、補助事業者に最も有利な方法によるものとする。

2 補助金の額は、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 賃貸室の使用開始可能日の属する月又は賃貸室の入居に係る賃貸借契約終了日の属する月における補助事業者の賃貸借期間が1箇月に満たないときの補助金の額は、1箇月を30日として日割計算した額とする。

(交付期間)

- 第5条 補助金は、各年度に、4月から翌年3月までを当該年度分として、交付する。
- 2 補助金の交付期間は、賃貸室の入居に係る賃貸借契約書に記載されている使用開始可能日以後の日で、補助事業者が指定する日（以下「指定日」という。）から起算する。
 - 3 補助金の交付期間は、一の補助事業者に対して、指定日から起算して5箇年分を超えない範囲内において、市長が定めるものとする。
 - 4 前項に規定する交付期間の算定においては、この要綱に基づき交付された期間を通算するものとする。

(交付の申請)

- 第6条 条例第9条の規定による申請は、第2条各号に掲げる施設ごとに、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、毎年度事業実施前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (1) 京都市新事業創出型事業施設活用推進事業計画書（第2号様式）
 - (2) 補助申請区分に係る身分証明書等の証拠書類
 - (3) 予算書
 - (4) 定款又は規約の写し（個人事業者及び個人の場合は、不要）
 - (5) 賃貸室の入居に係る賃貸借契約書の写し

(交付の決定)

- 第7条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。
- 2 市長は、補助金を交付することが適当と認めるときは、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 条例第13条の規定による申請の取下げは、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から起算して30日以内に行わなければならない。

(変更等の承認の申請)

- 第9条 補助事業者は、申請書又はその添付書類に記載した事項を変更しようとする場合には、速やかに京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付変更申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

- 第10条 市長は、前条に規定する変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該変更を承認し、補助金の交付予定額又は交付額を変更し、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付変更承認通知書（第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(事業完了の届出)

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、当該年度の補助事業の完了（事業の廃止又は中止を含む。）後、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の終了の日のいずれか早い日までに、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）によって、賃貸室賃借料支払を証する書類（第8号様式）を添えて行わなければならない。

(補助金額の決定)

第12条 市長は、前条の規定による事業完了の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金額を決定し、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付額決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、申請者に対し、その旨を京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金不交付決定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金概算払請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第14条 条例第22条第1項にかかわらず、市長は、補助事業者において、賃貸室の入居に係る賃貸借契約が解除されたと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付予定額若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

附 則（平成16年6月25日決定）

この要綱は、平成16年7月1日から実施する。

附 則（平成17年9月29日決定）

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則（平成18年10月25日決定）

この要綱は、平成18年11月1日から実施する。

附 則（平成19年2月21日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の京都市新事業創出型事業施設活用推進補助金交付要綱の規定による補助金の交付の決定に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成22年4月1日決定）

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市企業立地促進制度（全市一般施策）補助金交付要綱、京都市企業立地促進制度（特定地域等施策）補助金交付要綱、京都市ベンチャー企業育成支援補助金交付要綱及び京都市新事業創出型事業施設活用推進補助金交付要綱の規定は、平成22

年4月1日以後に指定事業者となる者に適用し、同日前に指定事業者となった者については、なお従前の例による。

- 3 この要綱による改正後の京都市新事業創出型事業施設活用推進補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定による補助金の交付の決定に必要な準備行為は、この要綱の施行前にも行うことができる。この場合において、改正後の要綱の施行前に到達した申請については、改正後の要綱の規定による申請とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の京都市企業立地促進制度（全市一般施策）補助金交付要綱、京都市企業立地促進制度（特定地域等施策）補助金交付要綱、及び京都市ベンチャー企業育成支援補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日以後に指定事業者となる者に適用し、同日前に指定事業者となった者については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正後の京都市新事業創出型事業施設活用推進補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定による補助金の交付の決定に必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。この場合において、改正後の要綱の施行前に到達した申請については、改正後の要綱の規定による申請とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、令和3年3月31日から適用する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の要綱の規定は、この改正の施行の日以後の申請について適用する。ただし、同日前から一の補助事業者が継続して同一の賃貸室に入居している場合の申請については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

京都大学連携型起業家育成施設「京大桂ベンチャープラザ（北館）」（1箇月当たり）

入居する室のタイプ		スモール オフィス タイプ	実験・研究 室・オフィス タイプ
補助区分			
1 大学の研究者等	次のいずれかに該当する者 (1) 大学の研究者 (2) 大学の研究者が取締役に就任している団体		
2 目利き委員会 Aランク認定企業	京都市ベンチャー企業目利き委員会においてAランク認定を受けている者		
3 オスカー認定企業	次のいずれかに該当する者 (1) 公益財団法人京都高度技術研究所が実施するオスカー認定審査会においてオスカー認定を受けている者 (2) 旧財団法人京都市中小企業支援センターが実施したバリュートリエンション審査委員会においてオスカー認定を受けている者	1,400円/㎡	1,400円/㎡
4 中小企業者	中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者（ただし、1及び2に該当する者を除く。）	1,100円/㎡	500円/㎡

備考 「大学の研究者」とは、大学等の教授、准教授、助教、講師、助手、ポストドクター、大学院生、大学生及び研究員をいう。

別表第2（第3条関係）

京都新事業創出型事業施設「クリエイション・コア京都御車」（1箇月当たり）

入居する室のタイプ		実験研究開発室タイプ・ オフィス研究開発室タイプ
補助区分		
1 大学の研究者等	次のいずれかに該当する者 (1) 大学の研究者 (2) 大学の研究者が取締役に就任している団体	
2 目利き委員会 Aランク認定企業	京都市ベンチャー企業目利き委員会においてAランク認定を受けている者	
3 オスカー認定企業	次のいずれかに該当する者 (1) 公益財団法人京都高度技術研究所が実施するオスカー認定審査会においてオスカー認定を受けている者 (2) 旧財団法人京都市中小企業支援センターが実施したバリュートリエンション審査委員会においてオスカー認定を受けている者	1,650円/㎡
4 中小企業者	中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者（ただし、1及び2に該当する者を除く。）	900円/㎡

備考1 「大学の研究者」とは、大学等の教授、准教授、助教、講師、助手、ポストドクター、大学院生、大学生及び研究員をいう。

2 補助事業者は、健康、環境やライフサイエンスなどのウェルネス分野に関わるものに限る。「ウェルネス分野」とは、健康な心、体、社会生活を得て、単なる健康に止まらず、積極的・創造的な健康増進を目的とする生活行動の総称をいう。

別表第3（第3条関係）

京都桂新事業創出型事業施設「京大桂ベンチャープラザ（南館）」（1箇月当たり）

入居する室のタイプ		実験・研究室・オフィス タイプ
補助区分		
1 大学の研究者等	次のいずれかに該当する者 (1) 当該施設入居期間中に起業を目指す大学の研究者 (2) 当該施設入居期間中に起業を目指す大学の研究者が取締役に就任している団体	
2 目利き委員会 Aランク認定企業	京都市ベンチャー企業目利き委員会においてAランク認定を受けている者	
3 オスカー認定企業	次のいずれかに該当する者 (1) 公益財団法人京都高度技術研究所が実施するオスカー認定審査会においてオスカー認定を受けている者 (2) 旧財団法人京都市中小企業支援センターが実施したバリュートリエンション審査委員会においてオスカー認定を受けている者	1,600円/㎡
4 中小企業者	中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者（ただし、1及び2に該当する者を除く。）	800円/㎡

備考 「大学の研究者」とは、大学等の教授、准教授、助教、講師、助手、ポストドクター、大学院生、大学生及び研究員をいう。

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 京 都 市 長

申請者住所
団 体 名
氏 名
連絡担当者

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり 年度京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金の交付を申請します。

記

1 入居施設名

2 補助事業の目的及び内容

別紙 京都市新事業創出型事業施設活用推進事業計画書のとおり

3 補助対象額及び補助金交付申請額

年度補助対象額 円

年度補助金交付申請額 円

4 補助申請区分

- (1) 大学の研究者等
- (2) 京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業
- (3) オスカー認定企業
- (4) 上記以外の中小企業基本法に定める中小企業者
- (5) その他

注 「大学の研究者」とは、大学等の教授、准教授、助教、講師、助手、ポストドクター、大学院生、大学生及び研究員を指します。

5 添付書類

- (1) 京都市新事業創出型事業施設活用推進事業計画書（第2号様式）
- (2) 補助申請区分に係る身分証明書等の証拠書類
- (3) 予算書
- (4) 定款又は規約の写し（個人事業者及び個人の場合は、不要）
- (5) 賃貸室の入居に係る賃貸借契約書の写し

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業計画書

名称		代表者名	
所在地（住所）		電話番号	（ ） —
創業年月日		従業員数	人
補助申請区分	1 大学の研究者等 2 目利き委員会Aランク認定企業 3 オスカー認定企業 4 その他中小企業者 5 その他		
入居施設名			
活用に係る研究者等の人数及び組織名	人数： 人，組織名：		

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金に係る事業費内訳書（4月～翌年3月）					
		事業全体額 (①+②+③)	京都市補助金 ①	他の補助金等 ②	自己資金 ③
入居経費	敷金		/		
	賃貸借料 (共益費を含む。)				
	その他		/		
	小計				
その他事業費			/		
合計					

(消費税及び地方消費税を除く。)

補助対象期間	(事業に係る補助対象予定期間) 平成 年 月 日～平成 年 月 日	
入居期間	号室 (m ² × 円/m ² × 月)	計 円… (a)
	年月日～ 年月日	
賃貸借料	号室 (m ² × 円/m ² × 月)	計 円… (b)
	年月日～ 年月日	
賃貸借料計	(a + b)	

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付で申請の補助金については、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付(予定)額 金 円
2 事業名 年度事業
(年度<入居施設名>入居に要する経費相当分)
3 補助区分 (1) 大学の研究者等
(2) 京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業
(3) オスカー認定企業
(4) 上記以外の中小企業基本法に定める中小企業者
(5) その他

注 「大学の研究者」とは、大学等の教授、准教授、助教、講師、助手、ポストドクター、大学院生、大学生及び研究員を指します。

4 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
(2) 本事業終了後は、直ちに別紙様式の実績報告書を提出してください。
(3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで申請の補助金については、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 年度事業
(年度<入居施設名>入居に要する経費相当分)
- 2 不交付理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付変更申請書

年 月 日

（宛先） 京 都 市 長

申請者住所
団 体 名
氏 名
連絡担当者

変更

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助事業の計画を次のとおり中止したい

廃止

ので、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 入居施設名

2 変更、中止又は廃止の理由

3 変更の内容

別紙京都市新事業創出型事業施設活用促進事業変更計画書のとおり

4 添付書類

- (1) 変更後の賃貸借契約書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

注 京都市補助金の額に変更がない場合、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業変更計画書（別紙）の添付は不要です。

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業変更計画書

名称		代表者名	
所在地(住所)		電話番号	() -
創業年月日		従業員数	人
補助区分	変更前	1 大学の研究者等 2 目利き委員会Aランク認定企業 3 オスカー認定企業 4 その他中小企業者 5 その他	
	変更後	1 大学の研究者等 2 目利き委員会Aランク認定企業 3 オスカー認定企業 4 その他中小企業者 5 その他 6 補助対象外	
入居施設名			
活用に係る研究者等の人数及び組織名	人数： 人, 組織名：		

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金に係る事業費内訳書(4月～翌年3月)									
		事業全体額 (①+②+③)		京都市補助金 ①		他の補助金等 ②		自己資金 ③	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
入居経費	敷金								
	賃貸借料 (共益費を含む。)								
	その他								
	小計								
その他事業費									
合計									

(消費税及び地方消費税を除く。)

補助対象期間	(事業に係る補助対象予定期間)			
	年	月	日	年 月 日
変更前	入居期間	号室	(m ² × 円/m ² × 月)	
	賃貸借料	年 月 日	～	年 月 日 計 円… (a)
	賃貸借料	号室	(m ² × 円/m ² × 月)	
	賃貸借料計	年 月 日	～	年 月 日 計 円… (b)
変更後	入居期間	号室	(m ² × 円/m ² × 月)	
	賃貸借料	年 月 日	～	年 月 日 計 円… (a)
	賃貸借料	号室	(m ² × 円/m ² × 月)	
	賃貸借料計	年 月 日	～	年 月 日 計 円… (b)

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付で申請の補助金については、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付(予定)額 金 円
2 事業名 年度事業
(年度<入居施設名>入居に要する経費相当分)
3 補助区分 (1) 大学の研究者等
(2) 京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業
(3) オスカー認定企業
(4) 上記以外の中小企業基本法に定める中小企業者
(5) その他

注 「大学の研究者」とは、大学等の教授、准教授、助教、講師、助手、ポストドクター、大学院生、大学生及び研究員を指します。

4 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出してはいけません。
(2) 本事業終了後は、直ちに別紙様式の実績報告書を提出してください。
(3) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

（宛先） 京 都 市 長

申請者住所
 団 体 名
 氏 名
 連絡担当者

年 月 日付け 第 号で交付決定（変更承認）された補助事業を 年 月 日付けで完了（中止・廃止）しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により報告します。

1 入居施設名

2 補助対象額及び補助交付金額

補助対象額 金 円
 補助金交付額 金 円

3 補助事業の内容

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金に係る実績内訳書（4月～翌年3月）					
		事業全体額 (①+②+③)	京都市補助金 ①	他の補助金等 ②	自己資金 ③
入居 経 費	敷 金				
	賃貸借料 (共益費を含む。)				
	そ の 他				
	小 計				
その他事業費					
合 計					

（消費税及び地方消費税を除く。）

補助対象 期 間	(事業に係る補助対象期間)		年 月 日～ 年 月 日	
入居期間 賃貸借料	号室	(m ² × 円/m ² × 月)		
	年 月 日～ 年 月 日		計	円… (a)
	号室	(m ² × 円/m ² × 月)		
	年 月 日～ 年 月 日		計	円… (b)
賃貸借料計	(a + b)			

4 添付書類

- (1) 賃貸室賃借料支払金額内訳書（賃貸室の賃貸借契約書の写し）
- (2) 賃貸室賃借料の支払を証する書類
 （京都市新事業創出型事業施設活用推進事業実績証明書（第8号様式））

年度京都市新事業創出型事業施設活用推進事業実績証明書

名称		代表者名	
所在地（住所）		電話番号	（ ） —
入居施設名			

月	賃貸借料	入金状況	備考
4月	円	4月分入金済	
5月	円	5月分入金済	
6月	円	6月分入金済	
7月	円	7月分入金済	
8月	円	8月分入金済	
9月	円	9月分入金済	
10月	円	10月分入金済	
11月	円	11月分入金済	
12月	円	12月分入金済	
1月	円	1月分入金済	
2月	円	2月分入金済	
3月	円	3月分入金済	
合計	円		

上記とおり実績があったことを証明する。

年 月 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿支部
支部長

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで申請の補助金については、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付(決定)額 金 円
※減額の場合 減額理由

2 事業名 年度事業
(年度<入居施設名>入居に要する経費相当分)

3 補助区分 (1) 大学の研究者等
(2) 京都市ベンチャー企業目利き委員会Aランク認定企業
(3) オスカー認定企業
(4) 上記以外の中小企業基本法に定める中小企業者
(5) その他

注 「大学の研究者」とは、大学等の教授、准教授、助教、講師、助手、ポストドクター、大学院生、大学生及び研究員を指します。

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長 印

年 月 日付けで申請の補助金については、京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 事業名 年度事業
(年度<入居施設名>入居に要する経費相当分)
- 2 不交付理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

請求者住所
団 体 名
氏 名
連絡担当者

京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり
年度京都市新事業創出型事業施設活用推進事業補助金の概算払を請求します。

記

- 1 入居施設名
- 2 補助金交付決定 (変更承認) 通知年月日及び番号
年 月 日付け 第 号
- 3 補助金交付支払請求内訳書

補助対象額	補助金交付 決定額	交付済額	今回請求額	残額	事業完了 予定日
円	円	円	円	円	